

チリ経済情勢報告(2022年4月)

<概要>景気は、コロナウイルス等の影響から回復しているものの、一部に弱さがみられる。

- 消費は好調に推移している。
- 生産は、工業は増加、鉱業は減少。企業マインドは悪化している。
- 雇用は回復しているものの、失業率は未だ高い水準にある。
- 物価は大きく上昇している。
- 貿易は黒字となっている。
- 銅価格は下落、為替はペソ安傾向、株価は下落で推移している。

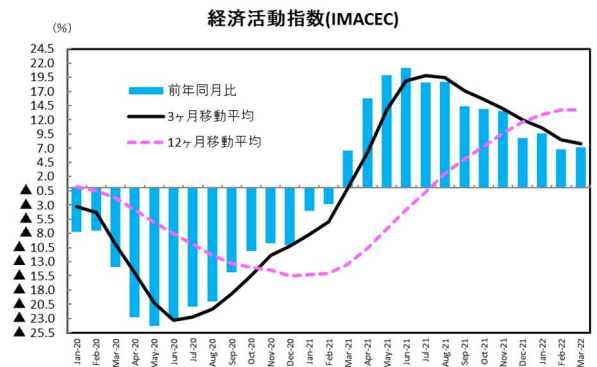
先行きについては、コロナウイルスの感染状況とその対策、新憲法制定議論及び新政権の体制、財政・年金・税制等国内政治動向及びウクライナ情勢を含む世界経済情勢に留意する必要がある。

1. 経済指標

(1) 経済活動指数(IMACEC)－前年同月比  
7.2%－

3月のIMACECは前年同月比7.2%、(季節調整前月比は1.6%)となった。営業日数は昨年と比べ同じだった。鉱業は前年同月比▲2.4%、鉱業以外の業種は同8.8%だった。季節調整前月比では鉱業は6.6%、非鉱業部門は0.8%となった。

中銀アンケート(5月)による4月のIMACEC見通しは前年同期比6.0%(中央値)となっている。



(2) 消費－好調に推移－

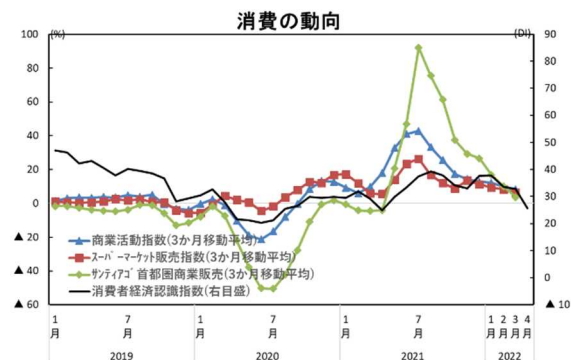
① 3月の商業活動指数(実質, INE公表)は、前年同月比8.1%、同指数の小売業(除く車)は同11.4%となった。

② 3月のスーパーマーケット販売額(実質, INE公表)は、前年同月比1.5%となった。

③ 3月のサンティアゴ首都圏商業販売額(チリ商工会議所公表, 既存店, 暫定値)は、前年同月比13.4%となった。

④ 3月の消費者経済認識指数(IPEC, Gfk Adimark公表)は25.6(前月差▲7.2)、個人の景気認識(現状)は28.9(▲5.6)と、引き続き50(中立点)を下回っている。

⑤ 4月の新車販売台数は37,867台(前年同月比39.0%)となった。

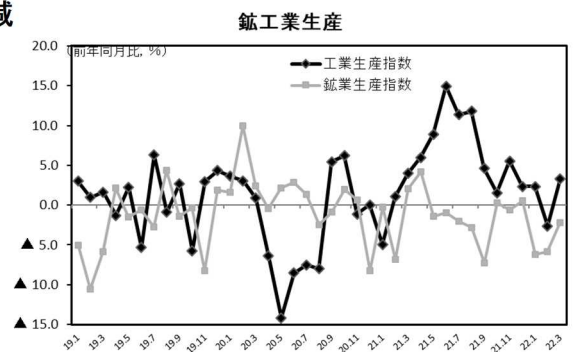


**(3) 鉱工業生産，電力－工業は増加、鉱業は減少－**

3月の工業生産指数は、前年同月比3.3%となった。セクター別では食料品が増加（寄与度1.73%）、その他金属製品が減少（同▲1.0%）に寄与した。

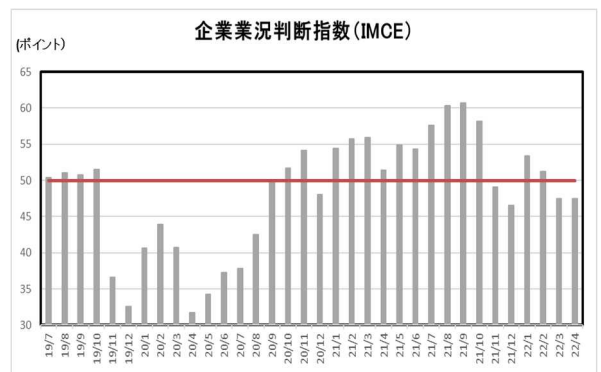
3月の鉱業生産指数は前年同月比▲2.2%、銅生産量は同▲6.0%となった。

3月の電力指数は前年同月比2.3%となった。



**(4) 企業の業況判断－悪化－**

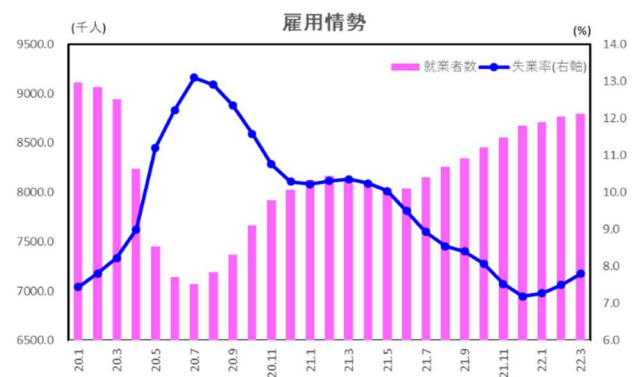
4月のIMCE（企業業況判断指数）は47.47ポイントで、前月差▲0.03ポイントとなり、4ヶ月連続で中立点を上回った。内訳を見ると、商業が46.22（同▲4.88ポイント）、鉱業が61.76（同12.01ポイント）、製造業は49.29（同▲2.00ポイント）、建設業が30.86（同▲1.68ポイント）となった。



**(5) 雇用－失業率は未だ高い水準にある－**

1～3月期の失業率は7.8%（前年同期差▲2.6%）と、高い水準にある。労働力人口は452,309人増加（前年同期比5.0%）、就業者数は649,355人増加（同8.0%）し、失業者数は197,047人減少（同▲20.9%）している。就業者数を職業別にみると、建設が前年同期比寄与度1.87%、農業が同▲0.49%と減少に寄与している。

3月の賃金（速報値）は、名目は前年同月比7.4%、実質は同▲1.8%となった。

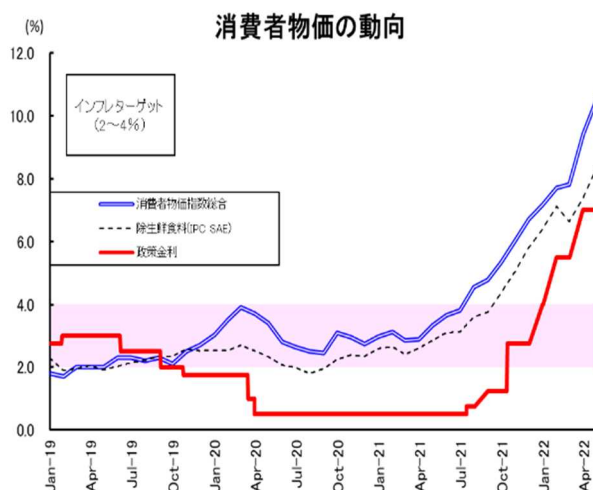


## (6) 物価—大きく上昇している—

4月の消費者物価指数(総合)は、前月比は1.4%、前年同月比は10.5%となった。品目別に前年同月比の動きをみると貿易財(12.8%)、燃料(19.8%)が上昇した。なお、生鮮・燃料を除く指数は、前月比1.0%、前年同月比8.3%であった。

中銀アンケート(5月)によるインフレ期待は1年後:6.2%(前月6.0%)、2年後:3.7%(前月3.7%)となっている。

3月の生産者物価(全産業)は、前月比1.0%、前年同月比は24.9%となった。鉱業(前年同月比29.2%)が上昇した。



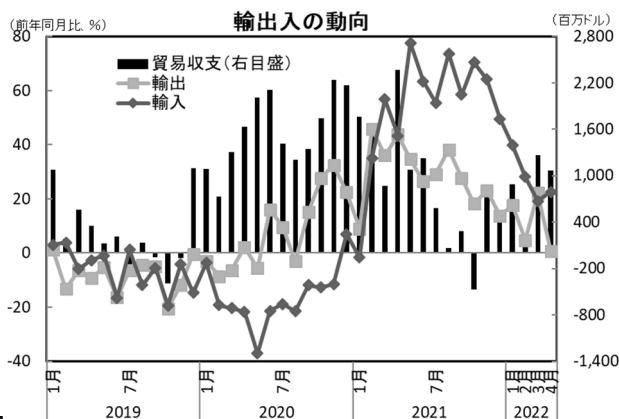
## (7) 貿易—黒字となっている—

① 4月の輸出額(FOB)は84.3億ドル(前年同月比0.8%)となった。内訳を見ると、鉱業品51.6億ドル(同2.1%)(全体の61.3%)、農林水産品6.2億ドル(同3.2%)(全体の7.4%)、製造業品26.4億ドル(同5.1%)(全体の31.3%)となった。鉱業品のうち銅は40.3億ドル(同▲11.4%)(鉱業品輸出額全体の78.2%)となった。

② 4月の輸入額(FOB)は73.6億ドル(前年同月比22.6%)となった。

内訳(CIF)は、消費財23.3億ドル(同23%)、中間財41.8億ドル(同31%)、資本財15.8億ドル(同13%)となった。

③ 4月の貿易収支(FOB)は10.7億ドルの黒字となった。



## (8) 対日・中・韓貿易

① 対日貿易(FOB):3月の貿易額は、輸出額8.1億ドル(前年同月比109.5%)、輸入額2.0億ドル(同34.1%)、貿易総額では10.1億ドル(同88.3%)となった。

② 対中貿易(FOB):3月の貿易額は、輸出額34.6億ドル(前年同月比12.2%)、輸入額22.2億ドル(同11.2%)、貿易総額では55.9億ドル(同11.8%)となった。

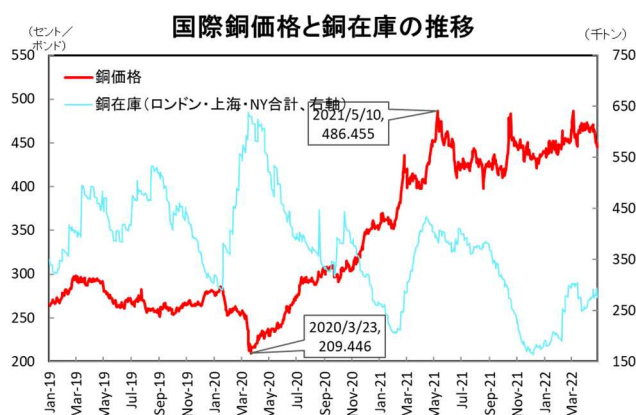
③ 対韓貿易(FOB):3月の貿易額は、輸出額7.3億ドル(前年同月比45.1%)、輸入額1.9億ドル(同63.4%)、貿易総額では9.2億ドル(同48.5%)となった。

## 2. 市場の動き

### (1) 国際銅価格－下落－

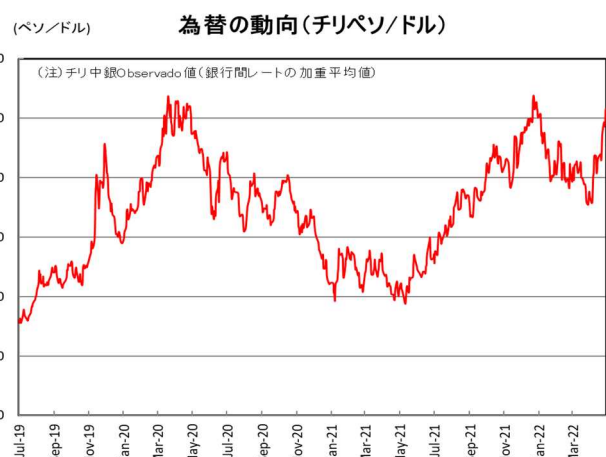
4月の国際銅価格は1ポンド4.65ドル(1日)で始まった。5日に4.73ドルまで上昇したものの、その後下落し、月末には4.45ドル(29日)と前月末比▲5.0%で終了した。

4月の銅在庫は、254,528ト(1日)で始まり、月末には280,629ト(29日)と前月末より減少した。



### (2) 為替－ペソ安傾向－

4月の為替は、1ドル781.70ペソ(1日)で始まった。28日に857.30まで上昇し、月末は851.00ペソ(29日)と前月末差66.4ペソで終了した。



### (3) 株価－下落－

4月のIPSA値(サンティアゴ主要株式指数)は4978.49ポイント(1日)で始まった。月末には4778.43ポイント(29日)と、前月末比▲3.2%で終了した。



### 3. 経済トピックス(報道等情報)

#### (1) 銅価格見通しの大幅引上げ: 報道

4月15日付当地紙「エルメルクリオ」は、チリ銅委員会が2022年及び2023年の銅価格の見通しを大幅に引き上げた旨報じた。

チリ銅委員会(Cochilco)は、2022年の銅価格の見通しを前回の1ポンドあたり3.95米ドルから4.40米ドルに大幅に引き上げた。また、2023年については1ポンドあたり3.80米ドルから3.95米ドルに引き上げた。予測は、2022年及び2023年の銅価格、銅の需要及び供給に関する予測を含む2022年第1四半期の銅市場動向レポートの公表時に発表。

エルナンド・ブラス・オスカー・リベラ大臣は、ロシアとウクライナの情勢が銅価格を上昇させる不確実性を深め、市場認識を悪化させたため、今年と来年の予測値を引き上げることになったと説明。

モラレス同委員会副委員長は、年4回実施されるこの報告書は、同委員会が銅市場を常時監視している結果と述べた。

他方、一部の専門家は、中国の景気減速が予想されるため、銅の需要に対するリスクが高まり始めている。一部は不動産セクターの弱さに誘発されていること、コロナ感染の増加は、感染防止策により、重要な都市、港、産業の中心地を隔離せざるを得ず、サプライチェーンの流れが悪くなっていると述べている。

#### (2) アラジャ通信次官へのインタビュー: 報道

4月16日付当地エルメルクリオ紙は、クラウディオ・アラジャ通信次官へのインタビュー記事を掲載した。

<5Gの展開とアナログ放送の終了>

(5Gのような新しい技術が少数の人にしか届かず、不平等を拡大させることの懸念に対し)企業は人口の9割に届くサービスカバレッジを約束しており、さらに、366の孤立した地域、199の病院、358の診療所、飛行場などへのカバーも約束されている。5Gのカバレッジで地域的な公平性を確保するために、事前にマッピングが行われた。

(地上デジタル放送の普及とアナログ放送の早期終了の進捗状況について)長年の課題である。テレビ業界から財政的な問題があると聞いている。2021年12月15日までに、地方都市の100%をカバーが完了し、2022年12月までに州都の50%、2023年までに100%にすることとなっている。2024年4月15日までに、コンセッションが有効な地域は100%カバーされなければならないとされているが、経済的な観点から、期限をずらすことなく準備できるような解決策をAnatelと検討している。

(次官就任後数週間、公の場で目標は人々の接続性を向上させることにあると明言していることについて)我々が目指すのは、デジタルインクルージョンである。今日、デジタル経済から取り残されることは、人生において大きなハンディキャップを負うことを意味する。我々が努力すべきは、この地域のすべての人がデジタルサービスにアクセスできるようにすること。

<今後4年間に力を入れる点(3点)>

1点目は、国民のデジタルリテラシー向上。不平等や格差を解消するためにテクノロジーを活用する能力が重要となる。

2点目は、支払い能力の改善。保険に加入していても、通信プランの契約能力がない人々がコストをかけずにサービスを利用できるような仕組みを追求する必要がある、サービ

スへのアクセスを容易にする需要側の補助金メカニズムを探するという話をしている。水道料金への補助金のような仕組みが考えられるが、水道と異なる点はそこに事業者間の競争力を残すことは重要。また、組織化されたコミュニティが自らインフラを構築し、サービスを卸値で購入する方法もある。この場合、補助金は通信を配信するために必要なインフラや、毎月支払わなければならない経常的な卸売代金に充当することができる。

3点目は自治体や地方自治体などの国家機関を通じた無料の無線LANホットスポットを普及。最初のパイロットプロジェクトは2023年に開始する予定。

<フンボルト・プロジェクト(南米アジア太平洋間光海底ケーブル)>

(フンボルトケーブルのルートに関する最新情報は、ファンフェルナンデス島とイースター島を通らないというもので、これらの地域の連結性向上への悲願を否定するものであるが、との問いに対し) デサロジョ・パイス(DP)との話し合いでは、この勢いに乗って島々をファイバーでつないでいかないと、島しょ地域の接続性は長い間実現しないというコンセンサスがある。チャンスがあることを理解し、それを生かしたい。予算的な制約が課題だが、それを解決できるような仕組みを模索したい。また、ルートの技術的な設計上それが可能なのかを明確にするためにDPは市場に諮ることにしている。調査後、このルートで資金を調達できる仕組みを分析することになる。

<南部光ファイバー計画(FOA)>

(歴史的に孤立していた地域に接続するための国による重要な投資である。ケーブルは稼働しているが、サービスが各世帯まで届いていないのではないかと問いに対し) プエルト・ウィリアムス、カレタ・トルテル、プンタ・アレナスなど、影響がある地域がある。かつての不安定な衛星回線から、実質的に容量無制限のケーブルになった地域もある。確かに、通信事業者へのサービス提供やケーブル利用の説得には苦労したが、現在では5社がこの容量を利用している。

こうした南北の光ファイバー配備は、時間がかかり、コストも高い。全国光ファイバープロジェクト(FON)とタラパカバモスのプロジェクトが完了すれば、チリの345のコミューンのうち340のコミューンに光ファイバーが入ることになる。残すはイースター島、ファン・フェルナンデス、ガイテカスの3つの島しょ部と、ラゴ・ベルデ、ヴィジャ・オヒギンズの2つの大陸部の計5つのコミューンとなる。

ラゴ・ベルデとヴィジャ・オヒギンズでは、ビジネスとして成立させるだけのクリティカルマスのがないため、国が介入せざるを得ない。これらの場所には、地域資金で賄えるプロジェクトが検討されている。地理的な問題で、なかなか解決できないこともあるため、期限設定はまだ難しい。

### (3) アウマダ外務省国際経済関係次官へのインタビュー: 報道

4月17日付当地紙「エルメルクリオ」は、アウマダ外務省国際経済関係次官へのインタビュー記事を報じた。

アウマダ次官は、過去30年間のチリの国際経済活動に批判的で、自由貿易協定を否定する立場だったが、今回のインタビューでは、自分は政府の役人の職におり、政府の方針に従う。政府の方針は、貿易政策に関して最高水準の政策を立案するよう求めること。政府の方針が優先されるのであって、個人的な特定の意見に固執するものではないと発言した。

また、就任後、経済界が示した懸念に対して、政府が採用する政策は、常に関係者やカウンターパートとの絶え間ない対話に基づいており、投資家や輸出業者と手を携えて、官民一体となって取組ことが優先されるとも述べた。

主なインタビューのやり取りは以下のとおり。

(問1)数年前、自由貿易はアメリカ帝国主義の表れと発言したが、今も同じ考えか。

(答)自分の役割は政府の代表として、政府の方針に定められた政策を実行すること。

(問2)チリが締結した条約を見直す考えを示していたが、本当に見直すつもりか。

(答)自分の優先軸の一つは、生産部門の拡充。チリは輸出を軸に好景気であったが、現在は新たな政策が必要な状況との認識からスタートする。例えば、ハーバード大学が発表している輸出の複雑さを示す指標によると、チリは133カ国中71位。輸出企業の3%に相当する259社で輸出品の90%近くを占め、10品目で輸出品の73%、資源で輸出品の93%を占める。我々がやりたいことは、輸出マトリックスにもっと付加価値を与えるための政策を展開すること。しかし、それは国内だけの問題ではない。

(問3)それは、貿易協定を見直すことか。

(答)貿易協定に関する議論は変化している。近年、国際機関や市民社会は、協定に天然資源や環境、労働問題、国家の規制自主権のセーフガードなどの要素を含めることを要求している。我々はこの議論に参加したいし、チリをこのグローバルな議論から排除してほしくない。

(問4)具体的に何をするのか。

(答)第一に、貿易協定は最高の国際基準に沿ったものでなければならない。これは、一方でジェンダー、環境、労働の尊重などの問題を含み、同時に国家の規制的自律性、或いはEUで言うところの戦略的自律性を守ることを意味する。第二は、参加。我々は、通商政策は国民に浸透し、国民が通商政策への参画を感じなければならないと考えている。そのために市民の声に耳を傾ける場を設けたい。これは、貿易政策に関わる主要な関係者との議論の場を意味し、集められた情報を処理する技術的な体系に基づき、市民の議論から生まれる貿易政策戦略を確立することができるようにする。これらは2つの具体例に基づいている。2015年、EUはどのような投資体制が最も効率的か議論と協議のサイクルを開始、2018年、NZはTPP11批准に向け、貿易政策と主要要素について様々な社会アクターに協議した。我々が望む貿易政策についての議論を確立するためのインプットを得るために、経済の複雑さ、環境、雇用の質などの新しい指標に基づいて、これまでの貿易政策や残された協定を評価できる研究分野を確立したいと考えている。リチウムやグリーン水素、サービスなど、戦略的と考える分野での生産連携政策も確立したい。プロチリ(輸出振興機関)では、中小企業のサプライヤーがこうした生産チェーンに参加し、世界市場に参入できるようにしたい。

(問5)チリは65カ国と30の二国間・多国間協定を結んでいるが、これら全てを見直し、新しい問題を取り込むのか。

(答)我々は、貿易協定を見直し、常に起こっている近代化の方針を確立したい。実際、我々は既にEUとの協定を近代化する自然なプロセスの中にあり、EUは初めてジェンダー章を含む協定を他国と締結している。このような近代化は、常に起こっている。チリが望んでいるのは、環境、ジェンダー、雇用の観点から、EUで行われているような近代化を行い、貿易協定で行われているような紛争解決メカニズムを分析すること。



(問6)見直すべき優先協定はあるか。

(答)1つ目は、EUとの間で既に進められている近代化協定。2つ目はTPP11だが、その評価に進む前に憲法制定と参加型プロセスの完了を待ちたい。制憲議会は、チリがいかなる社会を望んでいるかという一般的なガイドラインを定めるものであり、貿易協定、例えばTPP11に関する議論が、新しい憲法と調和していることが基本である。

(問7)バチエレ元大統領が2018年に署名し、2019年4月に下院で承認されたTPP11について、反対しているが、世界のGDPの40%、約8億人の消費者をカバーする世界第3位の協定にチリは参加しない方がいいのか。

(答)TPP11は、憲法制定と参加型プロセスの結果を待ちたい。

(問8)国際法の規則によれば、条約は両当事者の合意なしには変更又は改定することができない。一方的に行われると、条約違反になるが。

(答)見直しは、二国間に対話しながら、当該協定に定められた枠組みの中で行われる。これは、一方的な押し付けではない。そして、特に明確にしたいのは、現在有効な協定は今後も有効であるということ。

(問9)協定は、投資家に確実性と長期に渡る安定性を提供する。見直しの意図があると、投資が行われなくなるのでは。

(答)浮上している問題に基づき協定を見直すことは、貿易政策に更なる正当性を与えることになる。投資の確実性は、安定した法的枠組みとそれに対する社会の信頼に依存する。もし我々が公開討論のプロセスを開始し、議題となっている問題を含めることができれば、貿易政策に正当性を与えることになり、それは投資家の長期的確実性をサポートすることになる。

(問10)貿易協定を見直すための参加型プロセスの根拠は。

(答)例えばNZでは、輸出業者、輸入業者、消費者、学界、先住民グループ、利益団体、NGOなど、貿易問題に関わる様々な関係者との協議を2ヶ月かけて実施。どのような通商政策を望んでいるのか相談したい。そして、その情報を体系化し、貿易政策のフレームワーク、アーキテクチャを構築するために、専門家による委員会を設置したい。

(問11)この参加型プロセスの参加者を選ぶ基準は何か、何人が参加するのか、いつ開始するのか。

(答)現在、ガイドラインを定め、参加部門と協力して細かい仕組みを作り、例えばEUやNZのベストプラクティスからアドバイスを受けているところ。今は、この参加型プロセスのアジェンダを設定する段階。この提案は、今年の半ばから年末にかけて実施する予定。市民参加の会合は今年の後半から開催予定。

(問12)参加型プロセスにはどれくらいの時間がかかるか。

(答)NZとEUのプロセスは2から3ヶ月かかったが、参加部門とタイムフレームを定義しなければならない。EUは主にオンラインで行い、約15万件の回答があった。デジタルプラットフォームを活用し、対面での相談も組み合わせなければならない。

#### (4) 第5回年金積立金の引き出し法案の否決：報道

4月19日付当地紙「ラテルセラ」は、18日に下院が第5回年金積立金引き出し法案を否決したと報じた。

政府は12日に、議会で議論されていた5回目の年金積立金の10%の引き出し法案に



対抗する形で、引き出しの用途を債務の返済などに限る対案を議会に提出したが、18日夜に下院でいずれも否決された。

議員立法の同法案の成立には、93票の賛成が必要であったが、結果は賛成70票と届かなかった。また、政府提出法案は78票の賛成が必要であったが、賛成68票で否決された。

政府は当初、インフレなどの懸念から一貫して年金積立金の引き出しに反対していたが、与党連合の一角で同案に前向きな共産党に配慮するとともに、議会主導の5回目の年金積立金引き出し法案を封じ込めるために苦渋の選択として独自案を提出していた。

しかし、この結果は、政府全体にとって決してマイナスにはならない。右派や与党の一部では、両案が否決されたことで、インフレや金利への影響だけでなく、将来の年金へのダメージを抑えることができ、中銀総裁時代から粘り強く年金積立金の引き出しに反対してきたマルセル財務大臣の立場が強くなったという見方もある。同大臣は、否決後の会見で、「自分が今日の勝者の一人だと思うか」と問われ、「これは個人的な問題ではなく、国家や公共政策の問題だ。誰が勝者かを気にするようなりアリティショーではない。」と述べた。また、既に議会で議論されている第6回目の年金引き出しについて、「議会自身が解決しなければならない問題である」と述べた。

他方、共産党に配慮し政府に代替案を提出させたジャクソン大統領府長官については、「戦略が間違っていた。この失敗の責任はジャクソン大臣にある。」と社会党(PS)のマルコス・イラバカ議員は批判した。同長官は右派グループと議会案を支持しないよう合意したが、政府案を賛成に回らせることはできなかった。結局、中道右派(国民革新(RN)、政治発展(Evopoli)、独立民主同盟(UDI)、共和党)、中道左派(キリスト教民主(DC)、急進党、民主主義のための党(PPD))、無所属議員2名の反対が決定的となり、政府案は68票しか獲得できなかった。イラバカ社会党代表の考えでは、この数字が下院の政府に対する実際の支持勢力であるという。

UDIのセルジオ・ボバディージャ議員は、「これは政府の敗北だ」と述べた。同党は、RNの議員らとともに、いかなる年金引き出しも拒否するという目的でのみ行政に同調し、議会案にも政府案にも反対をした。

政府は議会案を阻止することができたが、内部では摩擦を生んだ。政府案に対して、与党の尊厳承認(Apruebo Dignidad)の37人の議員のうち、2人が欠席し、PCのマリセラ・サンティバニェス議員、地方主義緑の社会連合(FREVS)のフェリックス・ブゲニョ議員、無所属のカミラ・ムサンテ議員とアナ・マリア・ガスマリ議員の4名が反対に回った。これに中道左派グループのPS3人、急進党4人、PPD 8人などが加わった。

反対したサンティバニェス議員(PC)は、「年金積立金の引き出しについて、インフレを懸念するならば、政府のプログラムは影響しないと言えるのか？我々は政府や大統領に対してでなく、私に投票した人々に対して責任がある。」と述べた。

#### (5) 最低賃金の引き上げ等にかかる政府と中央労働連盟の合意：報道

4月26日付当地紙「エル・メルクリオ」は、政府が中央労働連盟と最低賃金の引き上げに関し合意したと報じた。

25日、労働省と財務省は中央労働組合と最低賃金を現行の35万ペソから40万ペソへ引き上げ、食料価格高騰に対する世帯給付を行うことで同意した。関連法案が可決され

れば最低賃金は5月1日付で3万ペソ、8月1日にさらに2万ペソそれぞれ引き上げられる。また、低所得者層へのインフレ上昇の影響を緩和するための給付金が年末まで支払われ、最初の給付は一人あたり6500ペソとなる。政府は今週末に関連法案を議会に提出する。

合意文書によると、「国の最も脆弱な労働人口に大きな影響を与える内外の要因による高インフレによって特徴付けられる現在の経済シナリオにおいては、財政的責任とマクロ経済変数とこれらの措置の影響、特に小規模および中小企業に考慮し、社会保護の追加の措置を採用することは国家の義務である」とし、「この状況では、基本的食料の価格高騰や労働者の家族単位の消費水準への影響などの変数を考慮して、労働者の購買力の維持を保証することが不可欠である」と付け加えている。

最低賃金引き上げ合意のポイントは、2022年の間に18歳以上65歳までの労働者の最低月収を現在の35万ペソから段階的に5万ペソ引き上げる点。まず2022年5月1日から月38万ペソに、その後8月1日からは40万ペソに引き上げられる。また、2022年12月までの12ヶ月間の累積インフレ率が7%を超えた場合、2023年1月より最低賃金は41万ペソに引き上げられる。また、最低賃金の実質増加分をカバーするため、国が中小企業に対し一時補償金を付与するとされている。同様に、単身世帯手当と家族手当も同じ割合で同じ日付に引き上げられる。

インフレ対策として、基本食料の購買力を保護するために、小売価格の観測所 (Observatorio del Valor al Publico de la Canasta Basica de Alimentos) を設置するなどの措置を講じる。国家消費者サービス (Sernac) が観測を実施し、Sernacは結果を高等労働評議会に報告する。これらの価格の動きに異常が発見された場合、国家経済検察庁 (FNE) または対応する機関に内容が報告される。また、基本食料価値の高騰に対する給付が新たに設けられ、過去12ヶ月間の同食料バスケットの名目価値の変動に基づき毎月計算が行われる。この給付金は、家族手当を受給している者に年末まで支給される。最初の支給額には、扶養家族を持つ労働者1人につき1カ月分が加算される。2022年1月1日から適用される家族・出産手当金の金額は、月収が36万6987ペソ以下の場合、扶養家族1人につき1万4366ペソ、月収36万6988ペソ～53万6023ペソは8815ペソ、月収53万6024ペソ～83万6014ペソは2786ペソがそれぞれ追加支給される。

マリオ・マルセル財務大臣は、合意された食料価格連動型給付金について「基本食料の価格高騰分を補うように毎月調整される給付金を作ることはより効果的である。基本食料価格が高騰し続ければ、給付金も増加し続ける。家族手当に追加される形で支給される給付金である。対象は約300万人の扶養家族、つまり150万世帯となる。最初の支給額は、過去12カ月間の一人当たりの食料価格変動を考慮すると、約6,500ペソとなる。」と述べた。

また、今回の合意では、失業保険の加入要件をより柔軟にする法案を議会に送ること、労働時間を40時間に短縮するための技術作業会合を設置し、その制度設計と段階を検討すること、団体労働法に関する規則、特に団体交渉の範囲とレベルに関して修正する法案を2023年中に送ることも検討するとしている。

## (6) 年金及び税制改革のための市民対話の開始: 報道

4月27日付当地紙「エル・メルクリオ」は、政府が年金・税制改革のためのプロセスとし

て市民対話を始めたと報じた。

26日に政府はチリ大学にて税制改革にかかる市民対話を開始した。27日はボリッチ大統領やハラ労働大臣、ファン・スティルCPC(生産商工連合)会頭、ダビッド・アクーニャCUT(中央労働者連盟)会長などが出席する、年金に関する市民対話が開始される。また、地方対話は5月3日にオヒギンズ地方で始まり、終了する6月8日までに延べ1,600人の参加者を見込んでいる。

これと並行し、年金問題に関する専門家や団体の意見を受け付ける「実務協議」(consultas técnicas)を設け意見交換を行う予定。高等労働評議会(Consejo Superior Laboral)の主催で展開されるこれらの対話は、労働・社会保障省がこれらの情報を集約するサイトを設置し情報公開を行う。これにより各地域の対話で16の地域別報告書や付属する資料が作成される。クリスチャン・ラライン社会保障次官によると、この対話では、社会保障の原則である普遍性、連帯、参加、平等、充足、財政的持続可能性が取り上げられ、これを通して、社会保障構造改革の設計に非常に重要な情報が得られると期待されているとしている。

26日開かれた税制改革にかかる市民対話は、新しい財政協定の指針となる原則に関する議論に市民を参加させるために政府が開催しているもので、募集開始から1週間足らずで、200以上の関係者が参加登録している。昨日のセッションでは、各大学の経済学者や税の専門家が出席し意見を交わした。このプロセスでは、公聴会(専門家、有識者、労働組合が参加)、市民会議(社会組織との対話)、オンライン会議(一般市民との対話)の3段階が行われる。

## (7) グリーン水素開発に向けたチリEU協力:エネルギー省プレスリリース

4月28日、エネルギー省は、チリとEUがグリーン水素の開発に向けて協力するための作業計画を発表した

4月28日、ウエペ・エネルギー大臣は、ロハス環境大臣、ディアス・アントファガスタ州知事、フリエス・マガジャネス州知事とともに、チリ政府がEUとの持続的変革に向けた協力としてボレルEU外務・安全保障政策上級代表と共に決定した作業計画の発表を行った。

EUとチリは、ラ米・カリブ海地域また、地球規模で気候変動対策を推進する戦略的パートナー。また、遅くとも2050年までにカーボン・ニュートラルとレジリエンスを達成するという目標と、パリ協定の下での気候変動に関する公約を達成するための戦略とビジョンを共有している。

この協力の枠組みにおいて、EUはチリ政府とともに、「チリ国別アクションプラン-EUROCLIMA+」及び「チリにおけるグリーン水素:カーボンニュートラルに向けた加速」に関する「チーム・ヨーロッパ」イニシアチブを発表。この2つのイニシアチブは、地域的な関与、気候金融の促進、国内及び世界のエネルギーマトリックスの脱炭素化のための主要技術であるグリーン水素の開発を通じて、同国の持続可能な変革を推進することに焦点を充てている。

ECLACで行われた28日の発表会には、ボレル代表が出席。同代表は、今回の訪問の目的は、EUとチリの間に通ずる優先事項にかかる幅広い議題と、グリーン水素の開発を含む二国間関係及び協力関係を強化するコミットメントを確認すること。グリーン水素の開発に有利な条件を整えることは、EUの技術提供とともに、チリとの実りある協力のた

めの機会を提供。EUは、より利用しやすく、安全で持続可能なエネルギーのための欧州行動計画で掲げているように、戦略的自立を強化するために、省エネ、供給の多様化、自然エネルギーへの移行を加速する時期に来ている。チリにおけるグリーン水素開発のための「チーム・ヨーロッパ」イニシアチブや、アントファガスタ州とマガジャネス州における地域気候変動対策計画の中でこの問題を推進するための「EUROCLIMA+」イニシアチブを推進しているなどと述べた。

他方、「ウ」大臣は、我々は水素を推進し続けるが、産業政策に統合することが重要とグリーン水素推進の重要性を強調。この産業は、より社会的で包括的なアクセントを持ち、経済的な面だけでなく、社会的、文化的、環境的な面でも影響を及ぼすことを考慮したシステム的な視点で、地域の発展を促進するように展開させたいと述べた。

「ロ」大臣は、脱炭素化と世界目標の達成に向けた行動が不可欠であり、特に気候変動対策に地方対策を取り入れることが重要。チリ-EUROCLIMA+国別対話は、アントファガスタ州とマガジャネス州における地方別気候変動行動計画の策定を可能にし、適応策と緩和策、グリーン水素、資金調達戦略を盛り込み、各機関の協力を促進すると述べた。

マリオECLAC事務局長代理は、我々が直面している複雑な世界情勢を考えると、この地域の経済を活性化するための施策は、開発のスタイルをより持続可能で、より包括的な、より低炭素なものに方向転換する大きな機会となるはず。地域委員会がサステナビリティへの大きな勢いに向かうことを呼びかけた。

#### **(8) スターリンク社の衛星インターネット市場拡大：報道**

4月30日付当地エルメルクリオ紙は、チリにおけるスターリンク社の衛星インターネット市場の拡大について報じた。

スターリンク社は衛星インターネット市場において、少しずつ顧客を増やし始めており、同社がチリで事業を開始してから5カ月経過し、ユーザー数はすでに1,000を突破した。

SUBTELの発表によると事業開始後1カ月で1130顧客にサービスを提供し、昨年12月には1,399まで増加。2021年に固定インターネット接続の0.03%を獲得した。

首都圏州では、昨年12月現在、261のユーザーがスターリンク社のインターネットキットを利用し、次いで、アラウカニア州が218、バルパライソ州が206、ロスラゴスが168と続く。

昨年10月、SUBTELは同社に全国的な商業提供を開始する許可を出した。同時に、カルデラ、コキンボ、サンクレメンテ、プエルト・サベドラ、プエルト・モンに設置する5つの衛星地上局の運用も許可した。

スターリンクは、低遅延で高速のブロードバンド・インターネット接続を遠隔地に提供するために設計された衛星群で構成されており、チリはラ米で最初にサービスを受ける国となった。具体的なサービスは、ルーターに接続された衛星アンテナから半径約100mの範囲にwifiの電波を流すという仕組みになっている。

この技術を契約するには、アンテナ、wifiルーター、電源、ケーブル、取り付け用三脚を含むインストールキット(466,700ペソ(約545米ドル)+送料95,800ペソ(約112ドル))をユーザーが負担する。インターネットプランの価格は、公開情報によれば、月額92,600ペソ(約108ドル)程度になる。

このキットは設置が簡単で可動性があり、遠隔地に50?150メガバイトのダウンロード可能なインターネットを提供することが可能。

## (9) ドミンガ鉱山プロジェクトの中国投資家への売却：報道

5月2日付当地エルメルクリオ紙は、当国コキンボ州において操業に向けて開発が進められているドミンガ鉱山プロジェクトが本年第3四半期までに中国の投資家に売却される可能性があるとの見方が報じた。

同プロジェクトは、鉄・銅精鉱を抽出する2つの露天掘り鉱山と、これらを輸出するためのメガポート及び淡水化プラントの建設等からなる総額25億ドル規模の事業。開発港沖30キロには、フンボルトペンギン、カワウソやイルカなどが生息しているフンボルト群島があり、経済的な恩恵と生態系保護との間で国内で一大論争が継続中。

ドミンガ鉱山プロジェクトの100%売却に関し、現在のオーナーであるアンデス・アイアン社と中国人投資家との交渉は順調に進んでおり、関係筋によると、契約の締結はデュエ・ディリジェンスを経た本年第3四半期に期限が設定されているという。

中国人投資家の代理人であるホセ・アントニオ・イバラ氏は、コキンボ州とチリ全体の利益のための開発計画である本プロジェクトの100%買収はまもなく終了するだろうと述べたが、機密保持の理由から本買収に25億米ドル以上の投資をしようとしている投資家の氏名を明らかにすることは拒否した。

ドミンガの新オーナーが、社会・環境面でのすべてのコミットメントを承継することを約束することが、この合意の中心的な要素の一つ。これには、ラ・イグエラ市当局と締結した枠組み合意（年間200万ドルから400万ドルの寄付）の約束を尊重することや、本プロジェクト反対派による訴えに対して、最高裁判所第三法廷が取り持った調停において同社が約束した56の措置が含まれる。また、提案の中には、同市の全住民に上水道を提供すること、この地域の動植物管理を行う科学センター、小規模採掘のための購買権、船舶交通の制限、各家庭への太陽光発電のインフラ提供などの便宜供与も含まれている。

(4)「イ」氏は、すべての分野で最先端テクノロジーを実装することを計画しており、それによりドミンガの素晴らしい社会環境提案を拡大することも可能になると述べている。

<3日付当地エルメルクリオ紙社説の概要>

中国人投資家によるドミンガ鉱山購入交渉の進捗に関する発表は過去10年世論の注目を集めてきたプロジェクトに多くの疑問を投げかけた。その事業は、環境に関する複雑な許認可と、さまざまな団体や政治家による公然たる反対により数々の困難に直面している取り組みでもある。また、ボリッチ大統領自身が昨年の大統領選挙の勝利演説で「チリを破壊するプロジェクト、コミュニティを買収して破壊するプロジェクトは望まない。その最たる例がドミンガだ」と叫んだことを覚えておく必要がある。

中国人投資家が購入する可能性があるということは、チリ国家にとっても重要な課題となる。売買契約の中味は承知していないが、同投資家は、関連の許認可が取得できる可能性が高いと判断していると理解される。しかし、本件は現在、最高裁で上告されている事案である上、環境問題閣僚会議が最終的に承認する必要がある。現政権関係者は過去に公然とその実現に反対したことを踏まえると、今後その手続は最大限の透明性の下で実行されることが不可欠である。

ピニェラ前大統領の一族が投資ファンドを通じてこのプロジェクトの立ち上げに関与していたことや、現オーナーとの親密さが知られていることから、ドミンガ問題の一端は、環境上の理由だけでなく、この問題が政治的な意味合いを持っていることを無視できない。しかし、環境アセスメントのプロセスは、そのようなことを全く無視して進めなければならない、以

前は所有者とのつながりが影響することが許されなかったように、今後は新しい投資家との地政学的な関連性が影響することは受け入れられないだろう。

この最終的なオーナーチェンジは、中国の国有企業を巻き込む可能性もあり、現政権にとっては、その判断が問われる複雑な試練となり得る。もしプロジェクトを承認する場合、彼らはどのような主張や緩和計画が自分たちの立場の変更を正当化したか説明しなければならないだろう。また、拒否する場合は、チリでの鉱山開発にはどのようなルールや要件が適用されるのか、投資家からの糾問に直面することになる。

この問題は、すでに多くの前例と類似しているが、今回のケースではとくに複雑な面がある。本国政府のバックアップを受けている外国人投資家に対して、国によって異なる、あるいは緩やかな基準を設けるとしたら、実に懸念すべきことである。このように、本件は、究極的に、大規模プロジェクトの環境評価と承認のプロセスの深刻さを物語っている。

### (10) エネルギー対策パッケージの発表：エネルギー省公表

5月2日、エネルギー省は冬場の電力需給逼迫に向けた価格安定対策を公表した。

ボリッチ大統領は、ウエペ・エネルギー相、マルセル財務相とともに、冬場のパラフィン、電気、液化ガス価格を抑えることを目的としたエネルギー対策パッケージを公表した。

<発表された主なパッケージは以下の通り。>

- (1) パラフィンの価格を抑制するために、石油価格安定化基金への4000万ドルの資金投入法案の提出。
- (2) 2022年の電気料金上昇凍結を定めた電気料金安定化法案の提出。
- (3) ガソリン価格を適正水準に抑えるため液化石油ガスの競争高度化法案の提出。
- (4) 地域で家庭の暖房の主燃料として使われている薪の市場を規制するための「固体バイオ燃料法案」の検討。
- (5) ガソリンの流通価格を抑制するため、パイロットプロジェクトとして国営石油会社(ENAP)が3,000本のガスボンベを各自治体へ配布。

大統領は、「4月7日に公表した「Chile Apoya計画」でさまざまな分野で市民を支援しており、今回の措置もその一環である。」と指摘。また、「ENAPのプロジェクトについては、長い間、国は配給できないと言われてきたが、各自治体の首長たちのおかげで、チリ国民が適正な価格でガスを使えるよう、価格を下げるための競争ができることを示した。」と述べた。さらに、液化石油ガスの競争激化法案について、「ガス価格の談合は望んでいない。どんな談合も望まないが、この方法ならよりよく運営できるということを知ってほしい。」と述べた。

エネルギー相は、「電気料金の急激な上昇を避けるため、新しい電気料金安定化システムを構築し、2022年中は電気料金上昇を凍結し、2023年から状況に応じて穏やかに、徐々に上昇を開始する。これにより長期的に電気料金を予測出るようになり、電力消費を計画できるようになる。」と強調した。さらに、「液化石油ガスの競争激化法案はガス市場の規制を目的としており、規制の観点から競争を監視する機関を設立し、国家エネルギー委員会を通じて、ガスが販売される価格が最安値であるかどうかを定期的に分析する。」と述べた。また、固体バイオ燃料法案について、「現在、チリ中部ランカグア市から南部アイセン州に至るまで、70%以上の家庭で薪が使われているため、CO2削減にはこれらバイオ燃料の品質基準が必要不可欠である。燃料の水分量を調節し湿度を30%から25%

に下げること、CO2排出量を5分の1に削減することができる。」と述べた。

### (11) 政府による2022年経済成長見通しの下方修正：報道

5月4日付当地紙「エルメルクリオ」は、3日に財務省が今年第1四半期の財政報告を公表し、2022年の経済成長見通しを引き下げたと報じた。

2022年の経済成長見通しをこれまでの3.5%から1.5%に引き下げた。中央銀行の最新の予想では本年の成長を1%?2%と見込んでおり、これと一致するかたちとなった。あわせて、内需の見通しを2.6%から1%へ、為替レートの見通しを825ドルから811ドルへ引き下げた。

また、今後の主なリスクとして、ロシアのウクライナ侵攻やパンデミックの状況などを挙げ、複数の経済シナリオを示した。上方シナリオとして、ウクライナ戦争が早く解決され、世界貿易及びチリの金融情勢が急速に正常化する場合、国内経済の不確実性は解消され、企業や消費者の信頼感指数は大きく回復する可能性がある」と指摘。これにより2023年の内需の減速を緩め、特に投資の回復が期待できるとしている。

他方、下方シナリオとして、ウクライナ戦争の拡大やアジアの一部地域でのパンデミックの再拡大を挙げるとともに、世界的なインフレ傾向が続けば、各国中央銀行による金融正常化が予想以上に速くなることで景気後退を通じて原材料価格（特に銅の場合）が低下する可能性が有り、これによりチリ国内経済にマイナスの影響を与えることになると指摘。これらのリスクが顕在化した場合、2023年のGDPは0%に落ち込むと試算される。

マリオ・マルセル財務大臣は、「チリ経済は、2022年に個人消費主導の過熱状態からインフレを伴わない持続可能な成長へと秩序ある移行を遂げなければならない。中期試算では、ボリッチ大統領任期中（2022-2025）のチリ経済は平均2%の成長を見込んでいる。」と述べた。

2022年の中央政府歳入総額は57兆4423億ペソと予測され、これまでの予測から1.5%引き下げた。一方、2022年の歳出は61兆8232億ペソと予測され、前回の予測と比べて8209億ペソ増加した。増加要因は、パンデミックによる健康・経済危機対応と、年金改革経費によるもの。ただし、2021年比では25.2%の支出減少となる。

中央政府総負債の残高に関しては、2022年予算年度末に102兆6570億ペソとなり、対GDP比で38.8%と見込む（23年同41.6%、24年同42.9%、25年同43.9%、26年同43.9%の見込み）。財政の安定化のため、公的債務を中期的に対GDP比で45%を超えないことを目標としている。債務水準を一定に保つための構造収支目標として、構造的財政赤字を毎年GDP比0.75%削減することを目標とし、2022年のGDP比▲3.3%という予測から2026年には同▲0.3%を見込む。また、前政権が2023年から2026年までの財政スラック（中期的な歳出余力）について、前政権が300億米ドルと見積もっていたものを、255億米ドルに下方修正した。

マリオ・マルセル財務大臣は、「この財政再建は、ボリッチ大統領の政策実施と全く相容れないものではない。理由としては、第一に、公共投資と包括的なサービスの提供に関連する支出を重視した公共支出の配分調整をすること、第二に、社会権の拡大や医療・年金などの構造改革の財源となる税制改革を行うためである。」と述べた。また、「税制改革による財源を充実させた予算で、生産構造の多様化、イノベーションと起業、中小企業の生産性向上、グリーン経済、デジタル開発にも貢献し、国の持続可能な成長力を



高めていく。」とも強調した。

## (12) チリEU経済連携近代化協定に関するEU高官へのインタビュー:報道

5月5日付当地ラテルセラ紙は、チリEU経済連携協定を近代化する協定(以下、経済連携近代化協定)に関して当国訪問中のEU高官へのインタビュー記事を掲載した。

5月2日、EU・チリ経済連携近代化協定の枠組みの一環として、欧州対外行動庁のケーニヒ経済・地球問題担当次長がチリに到着した。同氏は、欧州対外行動庁及び欧州委員会の貿易・国際パートナーシップ・農業総局の実務チームを伴って当国を訪問し、外務省との会合を予定している。その目的は、経済連携近代化協定に関する政治的な合意に向けた次のステップを決定することである。

同氏の滞在プログラムには、気候変動対策、エネルギー転換、安全保障協力、男女平等、科学技術などの分野でEUとチリの間関係を深めることを目的とした、関係閣僚との会談も含まれている。具体的には、オレジャナ女性・ジェンダー平等担当相及びリオス司法・人権担当相との会合が予定されている。

同氏は当紙の取材に対して、今回の訪問の詳細を述べるとともに、経済連携近代化協定が年内に締結できるとの期待を表明した。同氏の発言は内容は以下のとおり。

(1) 今回のEU技術使節団のチリ訪問の主な目的は。

一般のボレルEU上級代表のチリ訪問により、グリーン、ジェンダー、参加、透明性といった、双方の優先課題を反映した新たな協定を締結するという共通の目標を確認した。今般、そのプロセスについて詳しく議論するために、欧州委員会の同僚とともに当地を訪問した。この機会に実務的なフォローアップを行い、移民、安全保障、ジェンダーなどの問題で協力を進めていきたい。

(2) 同上級代表は、ミッションの訪問は「懸案となっているであろうすべての問題を明らかにすることに役立つが、それほど深刻な問題はないだろう」と述べているが、経済連携近代化協定に関する合意事項のうち、チリの新政権がまだ保留にしている、あるいは疑念を抱いている主な点は何か。

我々はまさにチリ新政権の見解を知るために当地を訪問している。この種の国際協定は非常に詳細であり、新政権がそれを分析するのに数週間を要したということをお忘れではない。

(3) 同上級代表は、20年前に双方が署名した経済連携協定の近代化に関する協定に署名できていないことを悔やみつつ、チリ政府に対して交渉を蒸し返さないよう要請したという事実はあるのか、また、ボリッチ政権はその選択肢を念頭においているのか。

欧州の立場は明確だ。EUにとり本協定は既存の内容であり、すぐにでも署名する用意がある。我々の願いは、これが双方にとって非常に有益であると信じているチリにも同じように署名してほしいということ。これは、チリ政府の主権的な決定である。新政権が協定の見直しを望むのは当然だが、今のところ、協定の再交渉を求める正式な要請を受けておらず、このままの条件で承認されることを楽観視している。

(4) 同上級代表によれば、「この協定が署名されれば、EUが各国と結んだ最も完全かつ現代的なものになる」とのことだが、どのような点が新たに盛り込まれ、チリにとってどのような利点があるのか。

この協定は、2002年の元の協定ではカバーされていなかった分野をカバーしており、相

互依存が強まる世界において、市民の要求に応え、共に立ち向かうことのできる新しい機会と新しい課題を反映している。これらの分野には、気候変動、持続可能なエネルギー、市民参加、ジェンダーと女性エンパワーメント、健康、国際安全保障、海洋、科学技術、イノベーション、中小企業、社会的結束が含まれる。

また、貿易に関して、新協定は、EUが交渉した中で最も野心的な持続可能性条項を含んでいる。貿易とジェンダー（EUでは初）、貿易と中小企業、持続可能な農業・食品システムに関する章も新たに設けられている。その他、重要性が増しているデジタル貿易など、当初の協定ではカバーできなかった新たな課題も盛り込まれている。さらに、投資保護に関する新しい章を設け、双方が任命する裁判官によるチリと初めてとなる透明で常設の投資紛争裁判所を設立する。

今回の協定では、チリにとって最も関心のある農産物である、オリーブオイル、サーモン、肉類、ガーリックや果物の缶詰など、国際的な需要の高い製品について、大幅な自由化が実現される予定。

(5)この協定について、元の協定署名から20周年に当たる本年内に署名できると確信しているか。

今回の合意は双方にとって非常に有益なものであると考えている。双方での協議を経た後、新政府が協定文を分析し、確実に年内に結論を出すことができると信じている。

### (13) アマゾンの衛星インターネットサービス: 報道

5月9日付当地ディアリオ・フィナンシエロ紙は当地でのアマゾン社の衛星インターネットサービスについて報道した。

3月30日、アマゾン社が低軌道衛星を地球に接続するためのステーションを建設するための中間コンセッション令が官報に掲載された。この許可は、2月15日に当時のフト運輸通信大臣とモレノ通信次官が認可したもの。同社は、追跡、テレメトリ、コマンドステーションを「設置、運用、利用」できるように当局から許可を得ており、これらのステーションは、このプロジェクトをグローバルに運営するアマゾン部門の名称である「カイパーシステム衛星星座」に接続される。

アラジャ通信次官は6日、同社幹部と会談し、現在建設中の3つのステーションについて、より詳細な説明を受け、「このような大規模な事業者が、チリでのサービス提供に関心を示してくれることは、我々にとって朗報。特に衛星通信事業者は、地上波のネットワークではアクセスできない場所でもサービスを提供できるようになる。もし興味を持つ他の事業者がいれば、常に我々の規制の枠組みが許す範囲内で、同じように事業を行うための設備を受け取ることができる」と述べた。

官報掲載文書によると、同社は2023年末までに商用サービスを開始しなければならないが、現状のコンセッションではエンドユーザーに配信できないため、衛星設備を設置する過程で、加入者に直接参入できる唯一の書類である公共サービス・コンセッションを申請すること必要となる。そのために同社は現地パートナーとの展開を検討しており、候補はGTDとENTELの2社と言われている。GTDは同社に衛星情報を地上にダウンロードするための光ファイバーサポートを提供しており、ENTELは同社が建設する低軌道ステーションと同じ場所に衛星センターを設置している。

#### (14) SQMのLGエネルギーソリューションズとのリチウム開発事業覚書の締結：報道

5月6日付当地紙「エルメルクリオ」は、チリSQM社が韓国LGエネルギーソリューションズ社とリチウムに関する覚書を締結した旨報じた。

5月5日、SQMは、LGエネルギーソリューションズ(LGES)(韓)とビジネス関係を強化するための覚書を締結したと発表。両社がエレクトロモビリティ産業のバリューチェーンの様々な段階における共同プロジェクトを検討、開発する戦略を示すもの。また、数年前に締結したリチウム供給契約を補完するもので、より持続可能な世界の実現に貢献するために、イノベーションとテクノロジー分野で新しい一歩を踏み出した。

共同投資案件としては、リチウム正極材や水酸化物の製造、戦略的立地でのリサイクルプロジェクトなどが想定されており、今後、より詳細な検討を行う予定。その中で、チリでの正極材製造工場建設に関する協議の合意が際立っている。

本式典では、LGESが今日、先進的な電池技術で30年の経験を持つ電池生産の世界のリーダーであることが強調され、炭酸リチウムと水酸化リチウムが電気自動車に使用される電池に含まれる正極材料の生産に不可欠であることを説明。SQMは、両製品を全てチリ国内で生産しており、まずアタカマ砂漠で0.2%のリチウムを含むブラインを抽出・濃縮し、世界最大の炭酸リチウム及び水酸化リチウム製造工場のあるアントファガスタ市郊外の施設に輸送し、業界が求める品質基準で加工・精製している。

ラモスSQM・CEOは、今回の合意により、事業の持続可能性と環境への配慮に沿った、付加価値の高い、世界クラスのリチウム製品の開発に対するコミットメントが確固たるものとなった。LGESのようなテクノロジー企業から、チリでの技術革新を信頼され、今後も国の発展に貢献できることを誇りに思うと述べた。

キムLGES・CPOは、SQMは貴重なビジネスパートナー。今回の提携により、ダイナミックな二次電池の分野で主導的な地位を維持し、持続的な成長を実現するために、長年のパートナーシップを更に拡大することを期待していると述べた。

LGESは、本年3月に自動車大手ステランティス社(英)と電気自動車用電池の生産契約を結び、カナダに工場を設置することを明らかにした。合弁会社は、41億米ドル以上を投資し、オンタリオ州に電池製造工場などの事業を立ち上げる。建設工事は本年末に開始し、2024年第1四半期に生産運転を開始予定。LGESは、北米の電池設備に約46億米ドルを投資し、同地域の年間生産能力を200GWh以上(電気自動車250万台分相当)の計画を発表していた。

#### (15) 制憲議会本会議での環境委員会条文案の採決：報道

5月8日付当地紙「エルメルクリオ」は、7日、制憲議会本会議において、環境委員会提出の条文案について投票が行われ、一部の条文案が可決された旨報じた。なお、差し戻しになった条文案について引き続き同委員会の審議が注視される状況にある。

5月7日、制憲議会本会議は、水資源管理、鉱山規制、食糧主権、経済問題における国家の役割等についての環境委員会提出の条文案の採決を行った。本会議では2回にわたり投票が行われるが、第1回投票(一般承認)については、前回否決されたのとは異なり、賛成114票で承認された。その後、各条項ごとの第2回投票(個別承認)が行われて、条文案の一部が可決され、憲法草案に加えられることになった。

水資源については、これまで所有権として認められていたものが、今回承認された条文

案では水の使用認可に格下げされた。これは、譲渡不可であり、期限に応じて国家水資源庁から付与されることになる。更に、許可を与えられた者は、正当化される目的で水を利用する義務が課され、国は参加型・地方分権型の水管理システムを保障する。また、水資源を管理する流域協議会には水利権の許可保持者、市民社会、地方自治体が含まれる。先住民が先住民の自治地域にある水域の伝統的利用を認めるとも規定されている。

国は食料にかかる主権と安全保障を確保する必要があり、そのために健康で十分な食料を得られる権利を保障する食料の生産、流通、消費、公正な取引、生態系に責任を持つシステムを促進することが定められている。

国による鉱業の独占的開発、氷河や保護区への鉱業禁止、開発補償やロイヤルティに関する条件など、鉱業に関する条文案が注目された。国土に存在する全ての鉱山及び金属、非金属、化石物質及び炭化水素の鉱床に対する絶対的かつ排他的な支配権を国家が有するとの条文案が承認された(当館注:同規定は現憲法の規定と同じ。)。また、それらの探査、開発、利用には、その有限性、更新不可能性、世代間の公益性、環境保護を考慮した規制を設ける条文も可決されたが、特定の鉱山資源を開発する国家の独占権(いわゆる国有化)についての条文案は否決され、環境委員会に差し戻された。その代わりに、環境・社会保護、技術革新、付加価値のある生産物の生成、技術へのアクセスと利用、小規模鉱山労働者の保護を考慮した鉱山政策を確立する国の義務は承認された。

国が経済活動において公的イニシアチブを発揮すること、所有、経営、組織の様々な形態を採用できる事業活動を展開すること、公開会社は法律により創設されなければならない条文案も承認した。

#### (16) 対外貿易政策を議論するための市民協議実施：外務省プレスリリース

5月9日、外務省国際経済関係次官官房(SUBREI)は、対外貿易政策を議論するための市民協議の開催を準備中である旨報じた。

5月9日、SUBREIは、対外貿易政策を近代化し、チリの発展に向かうことを運営の主な方針としており、そのための議論の場として市民協議(Consulta Ciudadana)の開催を準備中である。この新しいアプローチは、開発のための貿易というコンセプトに基づき、新しい貿易政策を正当化し、全ての対外貿易関係者に確実性を与えるためのものであり、幅広い市民との公開協議を本年8月から10月にかけて予定。参加型プロセスの目的は、政策のアジェンダを検討するため、産業界と市民社会の両方の意見を収集すること。

アウマダSUBREI次官は、チリと貿易相手国との間の貿易は、古典的なモノやサービスの交換を越えて生産マトリックスの多様化、輸出可能な供給と生産性の向上に取り組まなければならない。成長の目標を達成するだけでなく不平等も是正されなければならない。我々は、民間部門、労働組合部門、先住民や地域コミュニティで貿易政策に関わってきた主な関係者が望む貿易政策を提案できるように、このプロセスを推進したいと述べた。

市民協議では、1)現在のチリの貿易政策に対する市民の認識を確認し、市民から正当とみなされるべき貿易政策戦略を策定するためのガイドラインの提案を受けること、2)他の公共政策と連携して、より高いレベルの生産性と環境的に持続可能で包括性と公平性を促進する開発に貢献する貿易政策を設計すること、の2点を重要なマイルストーン

とする予定。その後、この協議プロセスの第二段階として、独立の諮問委員会が設立され、収集した情報に基づき、重要な課題を特定・議論し、貿易政策の戦略的指針に関する提言書を政府に提出する。

SUBREIは、NZの担当者と連絡を取っており、Trade for allという市民コンサルテーション・プロセスの成功から得た経験やベストプラクティスを共有したいと表明している。この取り組みは、包括的な経済発展に向けた他の政策と連携しなければならないエコシステムにおいて、全てのNZ国民が貿易から利益を得られるようにする貿易政策を追求し、2018年にNZ外務貿易省が実施したものの。

### (17) 税制改革による租税条約への影響：報道

5月9日付当地紙「ディアリオ・フィナンシエロ」は、コンサル会社PwCの分析として、政府の税制改革により日本とのものを含むチリが締結している租税条約の約半数が条約改正の必要が生ずる可能性があるとの分析を紹介した。

政府が来月発表するとしている税制改革では、既存の税制の崩壊（desintegracion）を目指している。現在の税制は、チリにある大規模企業の株主に対し配当を払う際、法人税の65%を配当の源泉徴収税から税額控除できる「半統合型」（semi integrado）のほか、残りの99%（主に中小企業）は完全統合制度（integracion total）を利用し、第一カテゴリーで支払った法人税の100%を総合補完税の控除として利用することができるというものだが、新政権はこれらを変更し、企業とその取引先の課税を完全に分離することを考えている。

財務省は、「制度の簡素化につながる」「OECD諸国の常識である」という理由で、この分解を擁護している。しかし、専門家からは、現行の税率（個人は最大40%、法人は27%）を維持し控除を無くした場合、株主の負担は44.45%とはるかに高くなると警告している。

PwCチリの分析によれば、今回の税制改革において、チリが二重課税防止条約を結んでいる国に居住する株主やパートナーも含めて完全に分離課税とする場合、それらの条約のかなりの部分を再交渉しなければならなくなるという。実際、現行制度では、国が締結している二重課税防止条約により、非居住者は完全な統合（100%の控除）を受けることができるので、最終的な負担は合わせて35%となっている。

同事務所の税務担当ロレト・ペレグリ氏が行った調査では、税制の崩壊とその最終税率への影響により、チリは有効な37の協定のうち15を再交渉するか、それぞれの議会で批准の手続きを取らざるを得なくなると結論づけている。改定の対象となりうる国は、ベルギー、ブラジル、中国、コロンビア、クロアチア、オランダ、アイルランド、イタリア、日本、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国との協定である。また、有効な37件のうち、未発効のものは4件（米国、アラブ首長国連邦、インド、オランダ）も同様となる。これらの協定はすべて、協定本体か議定書に第1カテゴリーの法人税を100%控除できる「チリ条項」を含んでいる。この条項により、チリの場合、協定に含まれる軽減税率（配当に関する第10条）は適用されず、第1カテゴリー所得税で計上された法人税は追加税額控除として100%使用できることになっている。同氏は、「最終的に税制改革法案が、チリと協定を結んでいる国に居住する株主やパートナーを区別することなく、国内投資家と外国人投資家の両方に対して制度の完全な崩壊を確立した場合、「チリ条項」

は効力を失うだろう」と述べている。

残りの22協定については、第10条の軽減税率が適用され、そのうち13協定は5%、5協定は10%、4協定は15%となる予定である。最初の2つのケースでは、チリの会社の20%または25%の株式保有が必要となります。この場合、源泉徴収税35%の負担は、税率5%の協定では30.65%、10%の協定では34.3%、15%の協定では37.95%に変化することになる。

ペレグりは、企業に対する税率を27%に維持したまま制度を崩壊させ、配当をグローバル補完税率で課税した場合、最高限界税額は56%に上昇し、「豊かなOECD諸国の平均を大きく上回り、投資、雇用、起業に対する阻害要因を生み出す」と警告している。

現在行われている税に関する社会対話では、マヌエル・マルファン元財務大臣、弁護士クラウディア・メンデス、チリ大学税務研究センター、ロドリゴ・バルデス元財務大臣など、制度を簡素化するために制度の崩壊を支持した人物が何人もいた。しかし、総合補完税と第一カテゴリー所得税の合計税率が最終的に50%を超えるようなことにならないよう、配当に対する税負担の調整策を検討すべきであると、全員が指摘した。

財務省もこのジレンマを認識しており、改革の最終デザインには補償の仕組みが盛り込まれる見込み。なお、大統領選挙キャンペーンにおけるボリッチ大統領のプログラムでは、利益に対する税負担の上限を50%にするようにメカニズムを確立すると述べていた。

#### (18) 銅生産量の今後の見通し: 報道

5月10日付当地紙「エル・メルクリオ」は、チリ銅委員会(Cochilco)がコロナと干ばつの影響により、銅生産量が減少していたが、5月以降傾向が変わる旨報じた。

Cochilcoによると、3月の銅生産量は前年同月比で6.4%、31,000トン減少。主な減少要因は、ロスペランブレス鉱山(-34%)とアングロアメリカンスール鉱山(-20%)によるもの。他方、スペインス鉱山(58%)とカンデラリア鉱山(17%)は増加。

生産量は、8ヶ月連続で前年同月比減、更に、過去20ヶ月間で前年同月比増は1ヶ月のみ、もう1ヶ月は前年同月比同だった。減少傾向が続いている理由に、水不足が挙げられ、特にチリ中部の鉱山では深刻な事態が続いている。また第1四半期の主な減少要因は、水不足、鉱石品位の低下、コロナ後の操業への影響が挙げられる。

Cochilcoの試算では、5月以降、水事情の改善が見込まれることに加え、第1四半期中に一部の海水淡水化プラントが稼働することから、減少傾向が変わり、年末には予測成長率に復帰する可能性がある。

グアハルド・プラスマイニング(鉱業コンサルタント)代表は、コロナは地元産業に2つの影響を与えた。1つは、1月と2月のオミクロン変異株により現場人員不足が生じたこと。もう1つは、コロナが始まって以来、チリは採掘を止めていないが、通常の人員配置に比べて減り、鉱山開発を犠牲にして継続性が保たれていること。つまり、今後6~12ヶ月間の鉱山運営の準備が十分にできておらず、その期間が過ぎると、最適化されていない鉱山を抱え、やみくもに操業しなければならなくなり、生産量に影響が出ると指摘。

#### (19) バルディビア前外務次官のインタビュー: 報道

5月11日付当地電子メディアEX-ANTEは、バルディビア前外務次官のTPP11等にかかるインタビュー記事を報じた。

5月11日、バルディビア前外務次官は、チリの対外貿易政策について、市民協議を行うとのアウマダ外務省国際経済関係次官の提案に懸念を示し、TPP11に関して同次官が提起した論点は、既に議論されており、市民協議がチリの国際社会との経済統合を継続しないことの言い訳にならないことを望むと述べた。

<主なインタビューのやり取りは以下のとおり。>

(問1)外交政策に関する市民協議を行う政府の提案についてどう思うか。

(答)NZの「Trade for all」調査に非常によく似ている。これは国民に公開で議論する機会を与え、その上で諮問委員会を作るもの。NZでは、TPP11批准の過程で出た批判や行政に対して一連の提言を行った。

(問2)「ア」次官も同じようなものを意図しているのか。

(答)次官が求めているのは、おそらくTPP11におけるチリの立場を正当化するための何らかの理由だろう。更に、新しい貿易政策とその再正当化についても語っている。しかし、目的が判然としない。新たに提起しているジェンダー、中小企業、環境、労働基準などの問題を含む新しい貿易政策とは何なのか。それらは、既に近代化された各種通商協定に存在しているではないか。

(問3)外交政策にかかる事項を世論の調査に委ねるのはいかがか。

(答)一般的に外交政策は、世論調査の対象となるものではない。国民が何を望んでいるのか、その鼓動を感じることは重要だが、これらは複雑な問題。だからこそ、こうした問題に知見のある専門家を擁する外務省が存在する。

(問4)「ア」次官には自由貿易に対して偏見があるのか。

(答)次官のことをよく知らないし、学術論文も読んでいない。個人的な問題ではなく、その背景にある目的が分からないからこそ心配している。

(問5)政府内に自由貿易協定に対する批判的な見方があると思うか。

(答)政府内では、人権、労働基準、ILO基準に関する国際条約に対して、非常に肯定的な見方がある。しかし、他の貿易協定、特にTPP11については、政府には非常に批判的な見方がある。

(問6)市民協議は、投資家に不確実性をもたらす可能性があるか。

(答)何が話し合われるのかを見なければならぬ。条約を否定するのか、条約の再交渉をするのか、新しい問題を取り入れるのか、統合する地域に優先順位をもうけるのか。市民が何を望んでいるかを知るためだと言われれば、投資家が心配するのも無理はない。何が問われるのか、まだまだ不透明な部分が多い。この協議が目指すところは一体何なのか。何を正当化したいのか。そして、新たな貿易政策のポイントは何か。疑問が多々あると言わざるを得ない。

(問7)チリの外交政策はラ米・カリブ地域に焦点を当てるべきであるという憲法草案の条文案については、どのような考えか。

(答)そのような言葉で外交政策を憲法で規定するのは意味がない。間違いなくラ米・カリブ地域は優先されなければならないし、それはずっと変わらない。しかし、政府は、オープンスペースを維持して外交を運営しなければならない。憲法にその原則を入れることは、外交関係から多くの柔軟性を奪うことになる。

(問8)どのような意味か。

(答)世界がどこに向かって動いているかは明らか。AI、気候変動、多国間問題に対



する新しいビジョン、第二次大戦後に作られたこれらの制度に対する再編などは、中南米やカリブ海諸国が主導しているわけではない。基本的にアジア太平洋を指向することが重要。チリは長大な太平洋岸を通じてアジアの隣人なのだから。

(問9)自由貿易協定は外交政策の重要な基礎となるか。

(答)非常に重要な基礎となる。私たちは、経済的に最も強力な中心地からかなり離れたところにある国。民主化後のチリの戦略は、自らを経済的に結びつけることであった。しかし、そのおかげで、その後、別の協力の道が開かれた。他の多くの国と連携する最初の方法は自由貿易協定。チリが締結している協定は、既に近代化・更新されており、今後も相手国の同意があれば新しい内容を取り入れることができる。

(問10)もし拘束力がないとしたら、この市民協議の結果はどうか。

(答)チリの経済・外交政策を進めないことの言い訳にならないことを祈る。市民協議の結果に拘束力はなくてよい。市民協議の意図自体は理解できるが、チリが進める経済統合の進展にとり障害にならないことを望む。特にTPP11との関係で。

(問11)チリの外交戦略について、主にどのような点に着目しているか。

(答)アジアで起こっていることを、経済的にだけでなく、政治的にも、もっと詳しく、もっと熱心に見る必要がある。これまでアジアと経済的つながりがあるが、政治的な関係も視野に入れなければいけない。また、新しいダイナミズムのある地域にチリがどう関わっていくかの戦略も必要。アジア太平洋を指向することが重要だ。チリは長大な太平洋岸を通じてアジアの隣人なのだから。

(問12)なぜチリをTPP11に参加させるべきだと考えるか。

(答)チリはいずれにせよTPP11に参加すべき。なぜなら、第一に、我々の競争相手が既に参入しているから。第二に、市場を多様化する必要がある。チリは輸出先を中国に過度に依存しているが、他の多くの市場に多くの製品を輸出できる可能性がある。第三に、チリのような国にとっては、大きな経済圏の外にいるより、中に入ることが重要。市民協議は、TPP11に反対する言い訳を探すためではないかとの受け止めもある。その疑念はしっかり晴らし必要がある。

## (20) 貿易政策に関する市民協議設置：報道

5月11日付当地ディアリオ・フィナンシエロ紙(電子版)は、先般アウマダ外務省国際経済関係次官が発表した貿易政策に関する市民協議の設置に関して、関係者から疑問の声が上がっている旨報じた。

アウマダ外務省国際経済関係(SUBREI)次官が、拘束力のない市民協議を通じてチリの貿易政策を正当化しようと提案したことが注目された。実際、発表したプロセスには、政府内でも疑問の声が上がっている。

SUBREIによると、市民協議の2つのマイルストーンは、より高いレベルの生産性、環境の持続可能性、包摂的かつ公平な開発に貢献する貿易政策を設計することに加えて、市民の認識を確認し提案を受けることである。

マルセル財務大臣は、我々はこの提案について事前説明がなかったとし、市民協議について、どういう意味があり、いかなる意図を有しているのか政府部内での内部作業において検討したいと述べた。

SUBREIが進めるプロセスのリスクについて問われたのに対し、同財相は、市民協議

による貿易政策の正当化という概念をどう位置づけるかによって、混乱を招く可能性がある。チリの全ての貿易協定が議会で承認されたことは周知の事実であり、将来にわたりそのような民主的制度基盤が確保されている点は明白だと述べた。

議会からは、もっと早くからやっていた方が望ましいが、この提案が既に決定されているのなら、関心を持って見ていくとの発言があった。他方、ウレホラ外務大臣は、議会において、アウマダ次官の発表で混乱が生じていると認め、市民協議は、大企業、中小企業、市民社会といった貿易政策の関係者に対象を限定し、Webによる3ヶ月間限定の意見聴取。政府は常に国民の声に耳を傾けるべきであり、外交問題でも非常に重要なことだと強調し、市民協議に対する理解を求めた。

また、同大臣は、このプロセスがNZや豪などの国の優れた慣行や、OECDやEUのガイドラインに基づいている。つまり、気まぐれな思いつきではなく、関係者の声に耳を傾けることに尽きる。また、オンライン協議の結果は整理され、今後の対外貿易政策を確立するための非常に重要な参考資料となるだろうと説明。他方、同大臣は、最終的に外交問題で通商政策を決定するのは大統領であるため、市民協議の結果に拘束力はないことを繰り返した。また、協議は特定の貿易協定、例えばTPP11などについてではなく、貿易問題に関する外交政策が今後どうなるかを定めるための戦略、広範な指針、優先順位を確立するだけのものであることを明らかにした。

リカルド・ラゴス・ウェーバー上院議員(与党PPD)は、過去に貿易政策に関する協議があったことを振り返り、米とのFTAを例に挙げ、1990年代後半から2000年代初頭にかけて、CUT(Central Unitaria de Trabajadores)と市民社会が参加する機関があったことを紹介しつつ、以下を述べた。

- (1) 貿易政策を含む多くの問題で協議し市民が参加することは、健全で良いことだと思う。また、これは加、NZ、豪、EUを含め世界で恒常的に起こっていることであり、正しい手法である。
- (2) しかし、貿易政策の正当化という概念は混乱を招く可能性があり、政府の発表に違和感を持つのはこの点である。なぜなら、もし市民協議の結果がこれまでチリが締結した貿易協定への不信任であった場合、自分が支持していた過去の政府がやったことは不適當であったということになるからだ。これがSUBREIの意図とは考えていないが、この疑問が解明されることを期待。

## (21) 確定給付年金制度案の否決：報道

5月12日付当地紙「エルメルクリオ」は、11日の制憲議会本会議で確定給付年金制度の創設や年金積立金の所有権に関する規定は否決され、労働組合の社会保障制度の運営への参加などが承認された旨報じた。

11日、制憲議会本会議は、基本的人権委員会の出した最終報告書に記載された条文案を採決した。前回の本会議で否決されたディーセントワーク、組合結成、下請け、そして最も期待が大きかった確定給付年金制度などに関する規定が投票され、確定給付年金制度の創設や年金積立金所有権に関する規定は否決され、労働組合の社会保障制度の運営への参加やディーセントワークに関する案は承認された。

確定給付年金制度の創設と年金積立金の所有権に関する条項は左派全体の同意を得られず、賛成84、反対38、棄権25で否決された。他方、労働組合と使用者団体が「社

会保障制度の運営に参加できる」とする条項は承認された。元労働省年金監督局長のアレハンドロ・シャルメ氏によると、これらの結果、「立法府が確定給付、確定拠出などの混合制度を設けることができ、社会保障権をより保護することにつながるため、好ましい。」と述べた。一方、年金専門家のウーゴ・シフェンテス氏は、「憲法は、法律が社会保障制度を創設しなければならないと定めており、それは必ずしも国営ではないが、民間の参加を得て、公的性格のものでなければならないとなった。確定給付の条文を否定することで、混合方式の余地が広がる。憲法は年金を規制するものではないはずだから、これは非常にいいことだ。今回の条文の否定は、制度の定義を立法者の手に委ねることになるのでAFPの存続にはいいことだ。」と述べた。

一方、労働問題では、「公正な労働条件、職場の健康と安全、休息、自由時間の享受、デジタルからの切断、補償の保証、労働における基本的権利の完全尊重」でのデーセントワークの権利に関する条項が承認された。また、「公平、公正かつ十分な報酬」を得る権利、「同一労働同一賃金」の権利、親の権利と家庭生活の保護、「あらゆる形態の不安定労働および強制、屈辱的または品位を傷つける労働」を禁ずることが賛成されたが、不安定労働の形態としての下請けを扱う規定は否決された。農村労働については、「国家は季節労働における公正で尊厳のある条件を保証し、労働権と社会保障の権利の行使を保護しなければならない。」という点も本会議で可決された。

## (22) 脱税防止関連法案の成立：報道

5月12日付当地紙「エルメルクリオ」は、脱税を防止するため、銀行が顧客の口座残高を内国歳入庁へ通知することを義務づける法案が議会で可決された旨報じた。

5月11日、銀行などの金融機関が金融口座の残高や顧客から支払われた金額を内国歳入庁(SII)に知らせることを義務付ける法案が、下院通過後、上院で承認された。同法案は1年以上前に上院議員グループが発議し審議が続けられていたもので、税収増の観点から脱税対策を重視するポリッチ政権も支持していた。

同法案は、脱税防止の一環で、1,500 UFを超える顧客残高をSIIに知らせよう銀行に要求している。具体的には、直前の暦年に対応する月次残高および債権に関する情報への年1回のSIIによるアクセス権限を、当該残高または債権額が1,500UF(4860万ドル)以上の日、週、月の動きを記録する範囲において与えるものである。貯蓄性のある保険契約も含まれる。銀行は、口座名義人氏名、口座名義人の代理人氏名、それぞれのRUTを報告する義務が生ずる。

ポリッチ大統領の政策プログラムでは、政府の税制改革によりGDPの5ポイント相当の税収を増やすとしており、税金未納や税回避に対する対策がGDP比1.6%になると見込んでいる。クラウディア・サンウエサ財務次官は、「同法は、脱税や租税回避防止における基本的なステップとなるものである。この法案により、SIIは、国際的に推奨される基準に沿って、納税義務の正しい履行を監視するための手段をより多く得ることができる。チリ国民はより公平な税制を求めており、この法案はその方向に向かっている」と述べた。

カルロス・モンテス(社会党(PS))、ホルヘ・ピサロ(キリスト教民主(DC))の両前議員とリカルド・ラゴス(民主主義のための党(PPD))現議員によって提出されたこの法案は、SIIに脱税撲滅のための強力な監督権限を与えるもので、その発議者らによると、SIIの調査ではチリにおける脱税額を約210億米ドルにのぼるといふ。

本年1月、SIIはVATの不払いが19%に減少したものの、35億ペソに相当すると報告した。今回の法案により、SIIは、直前の暦年に対応する月次残高および債権について、その残高または債権額が1,500UF以上の日・週・月の動きを示す限りにおいて、年1回完全にアクセスすることができるようになり、これらの不払い額の減少が期待される。

他方、同法案は、海外で行った投資や保有する投資の年次報告を義務付けるもので、SIIが150万人以上の金融顧客の情報にアクセスできるようになったときに個人情報保護の観点から何ら中の問題が生じるとの懸念から、一部野党議員は反対しており、法案について合憲性を留保しているディエゴ・シャルパー議員（国民革新（RN））とヘンリー・リアル議員（独立民主同盟党（UDI））は憲法裁判所に行く可能性も示している。